

スイス航空の中国本土便全便欠航延長（3月28日まで）について

【ポイント】

- スイス航空は、2月29日まで見合わせるとしていた中国本土発着のフライトを3月28日まで延長するとともに香港発着便を減便すると発表しました。
- スイスでは、新型コロナウイルス感染症例はまだありませんが、連邦内務省保健局では新型コロナウイルスに関する最新の情報が公表されています。

1. スイス航空は、14日、新型コロナウイルスの状況等に鑑み、中国（本土）への往復運行の停止を3月28日まで延長するとともに、香港発着便を減便すると発表しました。
2. スイス国内では、新型コロナウイルス感染の疑いがある症例が報告され、いずれも陰性だったと連邦内務省保健局より公表されています。
3. 現時点でスイス連邦政府は空港における水際での措置などは導入していませんが、連邦保健局より中国からの渡航者は、2週間は人混みに出ないなど安静を求める案内を発出しています。
4. 在留邦人の皆様におかれては、新型コロナウイルスの感染症例が隣国を含め複数の国・地域から報告されていますので、以下のウェブサイトも参考に常に最新情報を収集するとともに、感染予防に努めてください。

厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

法務省ホームページ

<http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/20200131comment.html>

5. 在留届及び「たびレジ」への登録のお願い

海外渡航前には、万が一に備え、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。3か月以上滞在する方は、緊急事態に備え、必ず在留届を提出してください。

（<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>）

また、3か月未満の旅行や出張などの際には、海外滞在中も安全に関する情報を随時受けとれるよう、外務省海外旅行登録「たびレジ」に登録してください。（詳細は<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html> 参照）

(問い合わせ窓口)

○外務省領事サービスセンター

住所：東京都千代田区霞が関 2-2-1

電話：(代表) 03-3580-3311 (内線) 2902、2903

(外務省関連課室連絡先)

○外務省領事局政策課 (海外医療情報)

電話：(代表) 03-3580-3311 (内線) 4475

○海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

(PC版・スマートフォン版)

<http://www.anzen.mofa.go.jp/m/mbtop.html>

(モバイル版)

(現地在外公館連絡先)

在スイス日本国大使館 領事班

電話：031 300 2222

Fax：031 300 2256

メール：consularsection@br.mofa.go.jp

在ジュネーブ領事事務所

電話：022 716 9900

Fax：022 716 9901

メール：consulate@br.mofa.go.jp